

障害者の住まいの確保について

推進協議会 第5回専門部会
H29.11.6 資料6

住宅マスタープランにおける位置づけ

目標 3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定

○施策の方向性:住宅の確保に配慮を要する都民の安定した居住の確保を図るため、重層的住宅セーフティネットを強化

- ・公共住宅等
既存ストックを有効に活用する観点から、少子高齢化などの社会情勢の変化を的確に踏まえた施策を実施
- ・民間賃貸住宅の活用促進
区市町村による居住支援協議会の設立促進、空き家の有効活用策や家主のリスク軽減策、福祉サービス等、関連する各種施策と連携した協議会の取組の強化等

これまでの取組

○公共住宅の的確な供給・有効活用
(都営住宅)

- ・障害者世帯を対象とした入居収入基準や同居親族要件の緩和、優先入居の実施等による入居機会の拡大
- ・室内の手すり等の設置や既存住棟へのエレベーター設置等の推進、建替えを通じたバリアフリー化の促進
- ・建替え等に伴う福祉施設等の設置や、既存都営住宅の住戸を知的障害者のグループホームとして活用

(公社住宅)[実施主体：東京都住宅供給公社]

- ・障害者世帯を対象とした優先入居の実施
- ・既存住棟における手すりの設置、建替えを通じたバリアフリー化の促進

○民間賃貸住宅への居住支援等

- ・障害者の方々などを対象に、安否確認や緊急時の対応などの見守りサービス等を行う「あんしん居住制度」を実施
[実施主体：東京都防災・建築まちづくりセンター]
- ・東京都居住支援協議会を通じ、区市町村による住宅確保用配慮者の入居あっせん等の取組を支援

新たな取組

○新たな住宅セーフティネット制度の活用等による居住支援の取組の充実

- ・改正住宅セーフティネット法の施行に合わせ、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設（平成29年10月25日）
- ・法施行に合わせて国が導入した登録住宅の改修や家賃低廉化等への支援策等を区市町村の動向も踏まえ検討

